

かながわ子どもみらいプラン

～ 県子ども・子育て支援事業支援計画 ～
～ 次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画 ～



平成 27 年 3 月

◆【関連計画等】

- ・「県総合計画「かながわグランドデザイン」
- ・「県家庭的養護推進計画」
- ・「県母子家庭等自立促進計画」（本計画と一体的に策定）
- ・「かながわ障害者計画」
- ・「県子どもの貧困対策推進計画」
- ・「かながわ教育ビジョン」
- ・「県犯罪被害者等支援推進計画」
- ・「かながわ青少年育成・支援指針」
- ・「かながわ男女共同参画推進プラン」
- ・「県地域福祉支援計画」
- ・「県住生活基本計画」

3 計画の期間

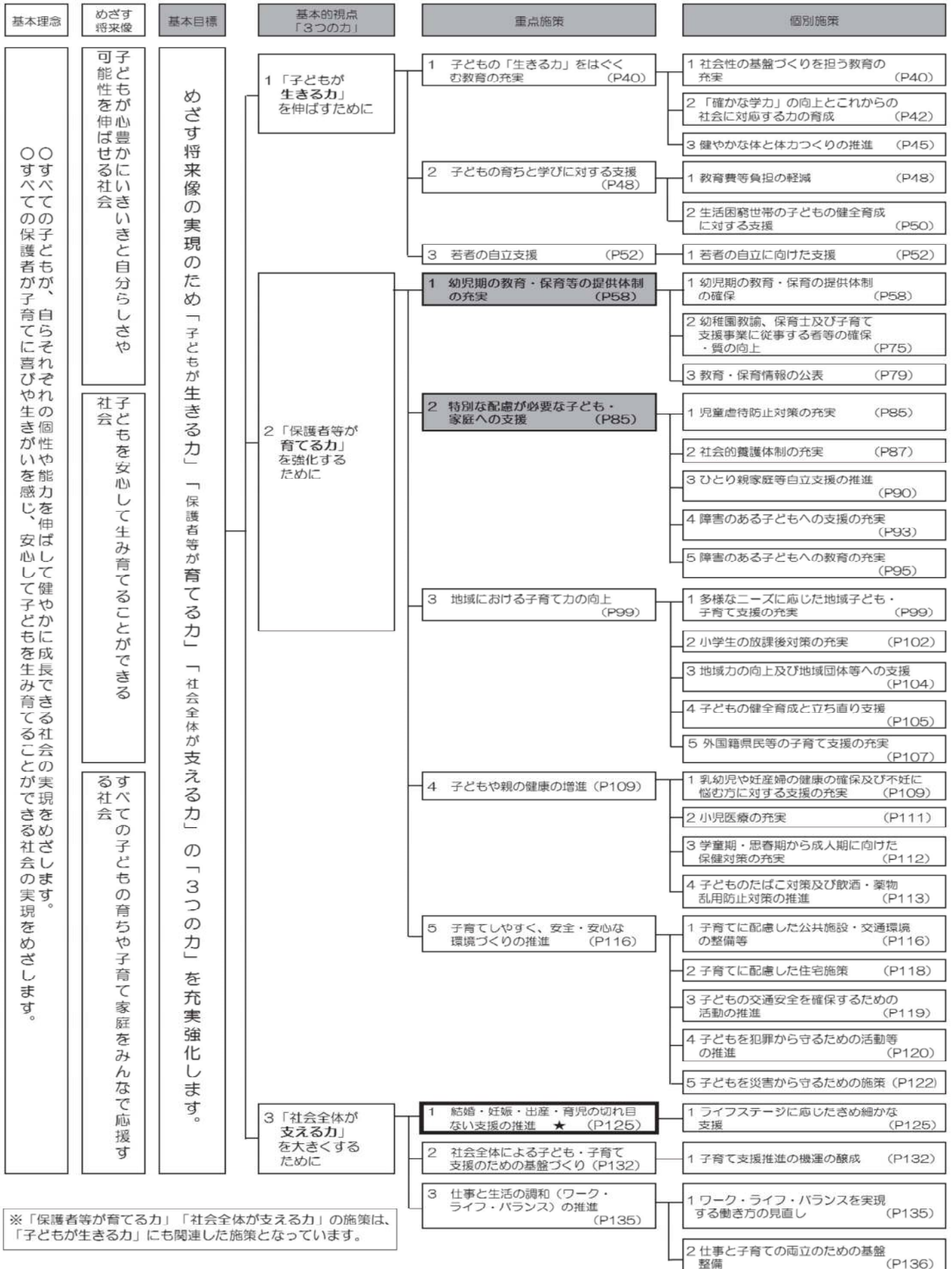
本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子育て家庭、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）

4 施策体系

子ども・子育て支援法 支援事業支援計画必須記載項目
★ 次世代育成支援対策推進法の改正による計画策定指針の新たな記載項目



※「保護者等が育てる力」「社会全体が支える力」の施策は、「子どもが生きる力」にも関連した施策となっています。

◆ 「Ⅲ-2-2」 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援」施策体系



【個別施策】 3 ひとり親家庭等自立支援の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、ひとり親家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭に対し、自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取組みを推進します。

取組みの主な対象：母子家庭及び父子家庭などのひとり親家庭等

主な取組み事業

① 子育てや生活支援

母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるためには、保育所の優先入所などの子育て支援と疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。

また、さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行います。

- ・ 保育所の優先入所
- ・ 放課後児童クラブの利用
- ・ ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の実施
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ 公営住宅の優遇入居等
- ・ 母子生活支援施設への入所

② 就業支援

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦のそれぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施する母子家庭等就業・自立支援センターでの取組み、また、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。

さらに、児童扶養手当受給者を対象に個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業の推進や就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていきます。

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・ ハローワーク、マザーズハローワークの利用促進
- ・ 職業技術校による職業訓練の利用促進
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進給付金事業
- ・ 母子・父子自立支援プログラムによる就業支援
- ・ 能力開発等に関する情報提供

③ 経済的支援

母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付を実施しているほか、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成も行うなど経済的支援を推進していきます。

また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦（夫）控除のみなし適用（注）を実施します。

- 母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付
- 児童扶養手当の給付
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施
- 各種公共料金等減免の実施

（注）「寡婦（夫）控除のみなし適用」

配偶者と死別又は離別したひとり親（結婚歴のある者）には、「寡婦（夫）控除」という所得税法等における所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。

その結果、所得額や所得税額等に基づき算定される利用料等について、結婚歴のあるひとり親との差が生じています。

このため、結婚歴のないひとり親に対しても、「寡婦（夫）控除」が適用された場合と同じ利用料等となるよう「寡婦（夫）控除」をのみなし適用することとします。

④ 相談体制と情報提供の充実

母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員の質の向上を図っていくとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関との連携を図るとともに、支援策に関する広報の充実を図っていきます。

また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行っていきます。

- 母子・父子自立支援員による総合的な相談窓口の充実
- 母子・父子自立支援員等相談員への研修の充実
- リーフレットやホームページ等による広報の充実
- 養育費確保のための相談事業
- 母子・父子福祉団体等が取り組む相談事業に対する支援と連携

【ひとり親家庭等を対象に実施したアンケート調査（平成26年度）】

神奈川県内のひとり親家庭等の自立支援策に係るニーズを把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、平成26年9月3日から9月30日までの期間で、就業支援事業などの県事業の参加者や（一財）神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会の各地区母子会を通じて調査を実施しました。（調査票260部配布中179部回答）

<結果概要>

1 あなたは次の制度について知っていますか

①知っている（上位3件）

児童扶養手当の受給（175人）、ひとり親家庭等医療費助成（170人）、ハローワーク（166人）

②知らない（上位3件）

子育て短期支援事業（132人）、母子生活支援施設（98人）、母子家庭等日常生活支援事業（96人）

2 あなたは次の制度を利用したことがありますか。

①利用したことがある制度（上位3件）

児童扶養手当の受給（119人）、ひとり親家庭等医療費助成（117人）、ハローワーク（77人）

②利用したことのある制度のうち、特に役に立った制度はどれですか。（上位3件）

児童扶養手当の受給（62人）、ひとり親家庭等医療費助成（63人）、公共料金等の減免（30人）

3 今後利用したい制度はどれですか。（上位3件）

ひとり親家庭等医療費助成（65人）、ハローワーク（64人）、ひとり親対象の就業支援講習会、求人情報の提供及び就業相談（61人）

4 ひとり親家庭に必要な支援策はどれですか。（上位3件）

児童扶養手当の拡充（129人）、就業のための訓練受講への経済的支援（118人）
臨時の際の子どもの一時預かりサービス（114人）